

平成 25 年 8 月 19 日

各 位

西日本シティ銀行

「NCB 教育資金贈与専用口座」の取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、平成 25 年 8 月 26 日（月）より「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（平成 25 年度税制改正で創設）に対応する専用預金商品として「NCB 教育資金贈与専用口座」の取扱を開始しますのでお知らせいたします。

本商品は、祖父母さま等（直系尊属）がお孫さま等（受贈者）に対して教育資金を一括で贈与する場合、お孫さま等（受贈者）一人あたり最大 1,500 万円まで非課税で贈与できる制度に対応した専用預金商品です。

あわせて、本口座を開設いただいたお客さまが新たに貸金庫をご契約いただく場合、一定期間貸金庫手数料が無料となる特典もご用意しました。

記

1. 取扱開始日

平成 25 年 8 月 26 日（月）

2. 取扱店舗

全店（ISB を除く）

3. 商品概要

項 目	内 容
商品名	「NCB 教育資金贈与専用口座」
ご預金の種類	普通預金（総合口座普通預金はご利用出来ません）
ご利用いただける方	30 歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方 ・祖父母さま等（直系尊属）から教育資金として贈与を受けられた方 ・口座開設店のお近くにお住まいまたはお勤めの方
お預け入れ限度額	100 万円以上、1,500 万円以内（1 円単位）
お預け入れ方法	口座開設店の窓口でお預け入れいただけます（ATM や振込みによるお預け入れはできません）
お預け入れの期限	平成 27 年 12 月 30 日
ご出金方法	窓口で随時ご出金いただけます
領収書の提出	領収書等は教育資金をお支払い後、領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年 1 月 4 日から 3 月 15 日までに口座開設店へご提出いただきます
非課税となる教育資金の範囲と金額	学校等（例：大学・高校等）に支払われる入学金・その他の金銭 ⇒お孫さま等（受贈者）1 名につき最大 1,500 万円まで非課税 ※学校等以外の者に支払われる金銭（例：塾や習い事の月謝等）のうち一定のものについては、上記 1,500 万円の範囲内で最大 500 万円
手数料	無料

以上

本商品の詳しい内容はこちらでご確認ください。→ [NCB 教育資金贈与専用口座](#)

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 こうろぎ 興梠・松尾 TEL 092-476-2562